

報告事項キ

鳥取県男女共同参画推進員への申出に係る意見の公表について

鳥取県男女共同参画推進員への申出に係る意見の公表について、別紙のとおり報告します。

平成22年2月9日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

鳥取県男女共同参画推進員への申出に係る意見の公表について

家庭・地域教育課

1 概要

平成21年7月3日付で鳥取県民から提出された申出について、鳥取県男女共同参画推進条例第30条第1項の規定により調査及び審査が行われ、平成22年1月25日に審査結果に係る意見公表が行われた。

2 申出の内容

鳥取県は、男女共同参画の視点からPTA活動に父親・男性が参加しやすい環境づくり、整備を積極的に行い、阻害要因となっている事柄の改善を求める。

PTA役員を選出方法や組織体制について女性の権利をことさらに厚くする必要はなく、県は補助金を出しているのだから、このような古い規定や組織体制を指導すべきである。
県は男性がPTA活動に積極的に参加できるよう啓発活動をすべきである。
県及び市町村の行政担当者は、前年踏襲で事業を続けていくのではなく、もっと意識してしっかりしておかしい点は見直すなどしてほしい。

3 申出についての意見

(1) 申出内容 について

- ・鳥取県PTA協議会の規約や組織に母親委員会等女性に限定した役員選任基準が設けられるなど、男性側から見て男性の参画が阻害されていると思われる場合も出てきている。
- ・県は男女共同参画の社会を推進していくためにも、鳥取県PTA協議会及び県内PTA組織に対して、このような規約や母親委員会の存続の意義を含めた在り方について見直すよう働きかけを行うべきである。

(2) 申出内容 について

- ・男性のPTA活動への参加実態を客観的に把握することはできないが、役員を除けばPTAの会合出席や活動に積極的に携わっている人は少数であり、申出者の苦情のように参加者数において女性が多数という状況の中では男性は参加しづらいという実態があると推察する。
- ・県は男性PTA活動への積極的な参加について、鳥取県PTA協議会への委託事業や研修会に父親参画が必要である旨の内容を組み込んだり、鳥取県家庭教育推進協力企業制度によって鳥取県PTA協議会や関係団体と連携して、企業に対しても特に男性の社員がPTA活動に参画しやすい職場環境づくりを行うよう一層の啓発をすべきである。

(3) 申出内容 について

- ・県及び市町村の行政担当者は、前年度の事業をそのまま踏襲するのではなく、女性を限定とした表現や内容には問題意識をもったうえで、チェック機能を果たすことが必要であり、そのためには職員への意識啓発のための研修が必要である。
- ・特に内外に影響力が大きい管理職への意識改革が重要であり、県及び市町村には、管理職を始めとする全職員を対象に継続的かつ計画的な研修を実施するよう期待する。